

第8節 欧州

1 全般

冷戦終結以降、欧州の多くの国では、欧州域内やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散、サイバー空間における脅威の増大といった多様な安全保障課題に対処する必要性が認識されてきた一方で、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識されてきた。しかし、14（平成26）年2月以降のウクライナ情勢の緊迫化を受け、ロシアによる力を背景とした現状変更や、「ハイブリッド戦」に対応すべく、既存の戦略の再検討や新たなコンセプト立案の必要に迫られている。また、国際テロリズムに関しては、各国国内におけるテロとみられる事案の発生を受け、その対応が急務となっている¹。さらに、長期化するシリア内戦など、混迷する中東情勢を背景として急増した難民・移民をめぐる問題をはじめ、依然として国境の安全確保が課題となっている。

こうした課題・状況に対処するため、欧州では、

北大西洋条約機構（NATO）や欧州連合（EU）といった多国間の枠組みをさらに強化・拡大²しつつ、欧州域外の活動にも積極的に取り組むなど、国際社会の安全・安定のために貢献している。また、各国レベルでも、安全保障・防衛戦略の見直しや国防改革、二国間³・多国間⁴での防衛・安全保障協力強化を進めている。

また、安全保障環境の変化や防衛支出の下降傾向及び米国とそれ以外の加盟国の差の拡大を踏まえ、NATO加盟国は14（平成26）年、国防支出を対GDP比2%以上の額とする目標を、24（令和6）年までに達成することに合意した⁵。これについて、トランプ米大統領は18（平成30）年7月のNATO首脳会合で、目標未達成国に対して国防費の増額を強く要求し、米国の負担率が米国以外のNATO加盟国の負担率より大きいことに対する不公平感を強調した⁶。

Q 参照 図表 I -2-8-1（NATO・EU加盟国の拡大状況）

2 多国間の安全保障の枠組みの強化

1 NATO

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動範囲を紛争予防や危機管理にも拡大させた。

10（平成22）年11月のNATO首脳会合において、11年ぶりとなる新しい戦略概念⁷が採択され、より効率的で柔軟性のある同盟の実現に向けた、以後10年間の指針が提示された。同文書においては、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロリズム

1 最近では、英国において男が車で通行人らを刃物で襲撃する事案（18（平成30）年12月）、フランスにおいて男がクリスマスマーケット付近で通行人を銃及び刃物で襲撃する事案（18（平成30）年12月）、ドイツにおいて男がスーパーマーケット内で客を刃物で襲撃する事案（17（平成29）年7月）などが発生した。各国は警備体制の見直しや入国管理の強化などの対策を行っている。3章7節参照

2 NATOは、欧州・大西洋地域全体の安定を目的として、中・東欧地域への拡大を継続しており、19（平成31）年2月に北マケドニアのNATO加盟が承認され、加盟国間で批准手続中である。NATOの加盟国拡大は17（平成29）年のモンテネグロ以来となる。

3 例えば、英国とフランスは10（平成22）年11月の首脳会議において、二国間の防衛・安全保障協力に関する条約と、核施設の共用などに関する条約に署名した。また、ドイツとフランスは19（平成31）年1月の首脳会談において、欧州統合の強化に向けた協力などに関するアーヘン条約に署名した。同条約では、両国は軍事協力をさらに強化するほか、共同訓練及び共同展開行動を実施し、第三国を安定させる作戦のための共通の部隊の創設などを目指している。

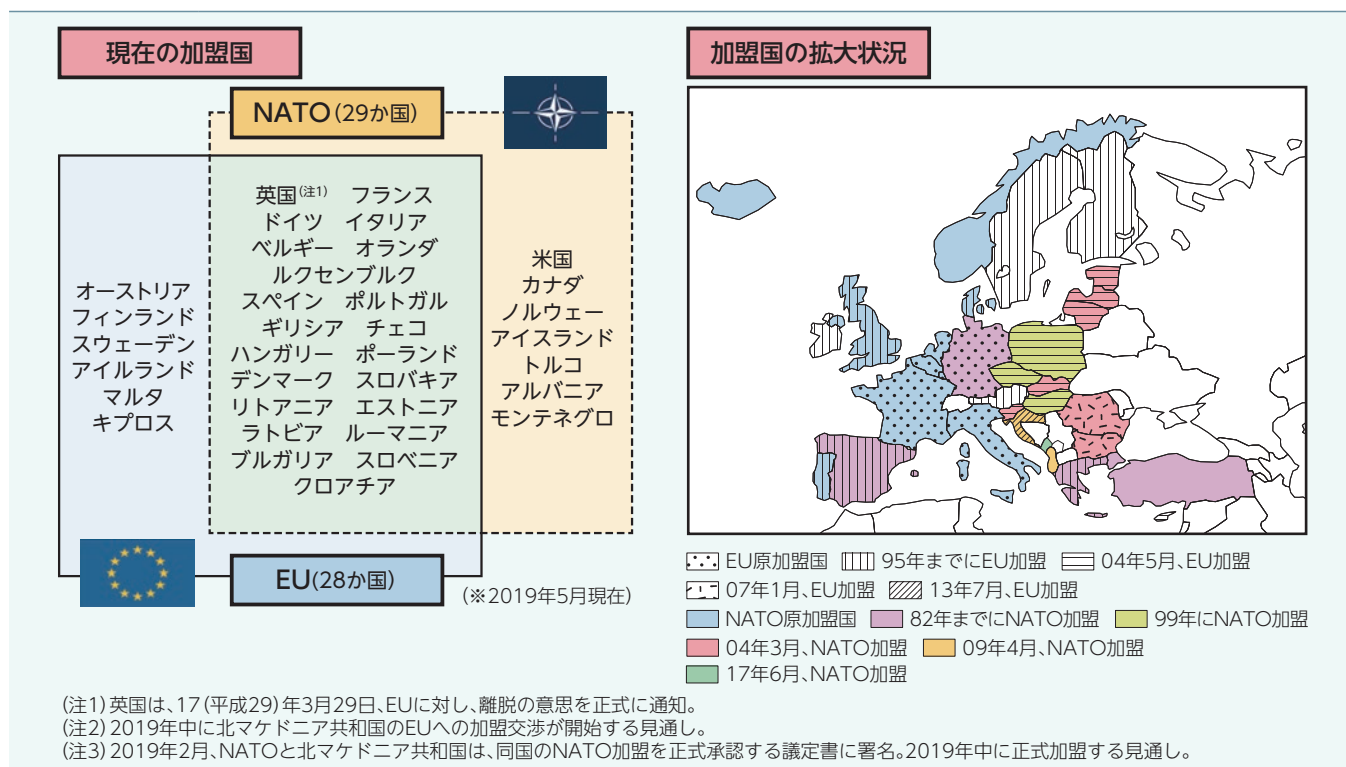
4 例えば、18（平成30）年6月に、フランス、ドイツ、英国、エストニア、オランダ、スペイン、デンマーク、ベルギー及びポルトガルの欧州9か国は、戦略面において欧州の再活性化を促進するという共通の確固たる意志をもって、「欧州介入イニシアティブ」を立ち上げた。同年11月には、フィンランドがこれに加わり、10か国による初の閣僚級会合が開催され、運用レベルの作業を今後進めていく上での礎となる政治的指針を承認した。このイニシアティブは、自然災害に対し共同で迅速に対処する能力の構築や、世界各地における高強度軍事作戦を実施する能力の強化など、目に見える成果を追求するとしているが、細部については検討の段階である。

5 18（平成30）年に当該基準を達成したのは加盟国中7か国（米国、ギリシャ、英国、エストニア、ポーランド、ラトビア、リトアニア）にとどまっている。一方、18（平成30）年7月のNATO首脳会合で採択された宣言においては、NATO加盟国のうちおよそ3分の2が、目標とする24（令和6）年までに対GDP比2%以上の国防支出を達成する計画を保持していることを明らかにした。

6 この点、トランプ米大統領が軍事同盟の必要性に疑問を呈し、18（平成30）年7月のNATO首脳会合の前後に、NATO脱退の可能性について政府高官と議論していたとも伝えられている。また、同大統領は同首脳会合後の会見で、NATO加盟国の国防支出は最終的に対GDP比4%に達するべきとの考えを明らかにした。

7 戦略概念（Strategic Concept）は、NATOの目的、性格、基本的な安全保障上の任務について規定する公式文書であり、7回目（1949、1952、1957、1968、1991、1999及び2010年）の策定となる。

図表 I -2-8-1 NATO・EU加盟国の拡大状況



ム、域外の紛争・不安定化、サイバー攻撃などを主な脅威として挙げるとともに、①北大西洋条約第5条に基づく集団防衛、②紛争予防や紛争後の安定化・復興支援を含む危機管理、③軍備管理・軍縮、不拡散への積極的な貢献を含む協調的安全保障の3つをNATOの中核的任務と規定している。

ロシアによる「ハイブリッド戦」の展開や、ロシア軍機によるバルト諸国を含む欧州正面の活発な「特異飛行」を受け、NATO及び加盟国は、ロシアの脅威を再認識し、14 (平成26)年4月、ロシアとの実務協力を停止したほか、バルト三国がNATOに加盟した04 (平成16)年から行ってきたバルト上空監視ミッションの規模を拡大⁸するなどの対応をとった。また、14 (平成26)年9月のNATO首脳会合では、ロシアに対しクリミア「併合」を撤回するよう要求する共同宣言や、既存の即応部隊の強化を行う即応性行動計画 (RAP) も採択した⁹。本計画は、ロシアの影響や、中東・北アフリカから発生する脅威に対応するために示された。本計画に基づき、東部の

同盟国におけるプレゼンスを継続するとともに、既存の多国籍部隊であるNATO即応部隊 (NRF) の即応力を著しく強化し、2~3日以内に出動が可能な高度即応統合任務部隊 (VJTF) が創設された¹⁰。さらに、16 (平成28)年7月のNATO首脳会合で採択された宣言においては、特に、ロシアの攻撃的な行動やISILによるテロが脅威とされた。同会合では、バルト三国及びポーランドに4個大隊をローテーション展開することが決定され、17 (平成29)年には完全運用体制に入った。18 (平成30)年7月のNATO首脳会合で採択された宣言においては、(1) 米国と欧州を結ぶ大西洋のシーレーン (海上交通路) の防衛強化を目的とする新司令部 (Joint Force Command Norfolk) を米国・ノーフォークに設置すること (2) 欧州域内外での部隊や装備の輸送の迅速化を目的とする新司令部 (Joint Support and Enabling Command) をドイツ・ウルムに設置すること (3) 20 (令和2)年までに30個機動大隊、30個飛行隊及び戦闘艦30隻を30日以内に展開可能な

8 04 (平成16)年以降、ローテーションで領空警備を実施しており、1か国・4機態勢で実施されていたが、ウクライナ危機以降増強され、4か国・16機態勢に移行し、15 (平成27)年9月からは規模が縮小された。なお、NATOによる領空警備は、現在、バルト三国のほか、スロベニア、アイスランド、アルバニア、モンテネグロでも実施されている。

9 RAPは、兵力連結構想 (CFI: Connected Forces Initiative) の具体的な取組として承認されたものである。CFIとは、加盟国が共同で演習・訓練を実施できる枠組みを提供することや、加盟国間やパートナー国との共同訓練の強化、相互運用能力の向上、先進技術の利用などを図るものである。

10 NRFは4万人規模であり、VJTFはその内の計約2万人 (地上部隊5,000人を含む) から成る多国籍部隊である。



18 (平成30)年10月から11月にかけて実施されたNATOの演習「トライデント・ジャンクチャー」【ノルウェー国防省提供】

第2章

諸外国の軍事動向など

状態で保持する「4つの30」と呼ばれる即応態勢を整えること、を明らかにしている。また、NATOは18 (平成30)年10月から11月にかけて、あらゆる脅威に対する即応性や共同作戦を訓練することを目的とした近年最大規模の演習「トライデント・ジャンクチャー2018」を実施するなど、取組を強化している。ロシアに対する認識についてはロシアと各国との地理的な距離の違いなどを背景に加盟国において温度差がみられ、ロシアの影響に対応する措置をとる一方で、見解の相違を減らし予見可能性を高めるため、対話の機会は維持している¹¹。

地中海においては、地中海経由の不法移民の増加などを背景として、16 (平成28)年2月より、エーゲ海に常設艦隊を展開し、不法移民などの流入動向を監視して、トルコやギリシャなどに情報提供を行っている。また、同年11月には、01 (平成13)年より行われてきた集団防衛に基づく「アクティブ・エンデバー作戦 (Operation Active Endeavor)」を、危機管理任務である「シー・ガーディアン作戦 (Operation Sea Guardian)」に移行させ、テロ対策や能力構築支援などの広範な任務を実施している。

NATOは、15 (平成27)年1月から、アフガニスタン治安部隊 (ANDSF) に対する訓練や助言及び支援を主任務とする「確固たる支援任務」

(RSM) を主導している。18 (平成30)年7月の NATO 首脳会合では、現地情勢に適切な変化の兆候が見えるまで、アフガニスタンにおけるプレゼンスを維持するとともに、治安部隊への財政支援を24 (令和6)年まで延長するなど、アフガニスタンへの支援を強化すると決定し、要員約1万7,000人を同国内に展開している¹²。

ISILに対しては、介入よりも予防を重視する立場をとりつつ、仮にISILによる加盟国への攻撃があった場合、集団防衛の対象になるとしている。実際、16 (平成28)年7月のワルシャワ首脳宣言において、早期警戒管制機部隊を対ISIL作戦に派遣することを決定し、同年10月から、監視・偵察任務を遂行している。また、18 (平成30)年7月のNATO首脳会合において、イラクにおける新たな任務 (NMI) を開始することを発表し、イラク軍保安部隊に対して訓練や能力構築などの支援を実施している。

NATOはこのほか、コソボなどで任務を実施している¹³。

2 EU

EUは、共通外交・安全保障政策 (CFSP) 及び共通安全保障・防衛政策 (CSDP)¹⁴のもと、安全保障分野における取組を強化しており、16 (平成28)年6月の欧州理事会で、約10年ぶりとなるEUの外交・安全保障政策の基本的方向性を示す文書「外交・安全保障政策に関するグローバル戦略」を採択した。同文書では、欧州東部の秩序に対する脅威や、中東・アフリカにおけるテロなどの脅威に対して、法の支配に基づく秩序や民主主義といった理念に基づき、EU内外の抗たん性の強化などに取り組むとしている¹⁵。同年11月には、欧州委員会は「欧州防衛基金」の創設をはじめとする

11 例えば、フランスは15 (平成27)年11月の同時多発テロ後、ロシアのプーチン大統領と会談し、仏露両国軍間での情報交換などに合意した。また、英国は戦略文書SDSR2015の中でウクライナ問題はルールに基づく国際秩序を大きく変容させるものとする一方で、ロシアとはISIL問題を筆頭に協力の道を探る旨記載している。ドイツも、16 (平成28)年7月に発表した国防白書において、ロシアに対しては抑止と対話の双方が必要としている。さらに、16 (平成28)年4月、NATOは対話枠組みである「NATO・ロシア理事会」を約2年ぶりにブリュッセルで開催し、これまで計9回開催されている。

12 19 (平成31)年2月時点で、米国は、8,475人を派遣しており、全体の約50%を占めている。

13 コソボでは1999 (平成11)年以降、コソボ国際安全保障部隊の枠組みで任務を行っており、現在はコソボ治安部隊への助言、訓練、能力構築支援などを実施している。

14 EUは、1993 (平成5)年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策 (CFSP) を導入した。また、1999 (平成11)年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策」(ESDP: European Security and Defence Policy) をCFSPの枠組みの一部として進めることを決定した。09 (平成21)年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障防衛政策 (CSDP) と改称したうえで、CFSPの不可分の一部として明確に位置づけた。

15 16 (平成28)年11月、本戦略の履行に関する決定がなされ、EU域外の紛争や危機への対処、パートナー国の能力構築、テロなどの危機からのEU市民の保護を優先事項に掲げ、必要な能力の優先順位付けや加盟国間の関係深化などが必要とした。

欧州防衛協力強化のための行動計画を発表した。

17 (平成29) 年12月、加盟国のうち25か国が参加する防衛協力枠組みである「常設軍事協力枠組み」(PESCO) が発足した。本枠組みにより、Permanent Structured Cooperation 装備品の共同開発や部隊の即応展開に資するインフラ整備などの共通のプロジェクトに各国が出資し協働することで、欧州の防衛力強化が期待されている。このように、EUは、欧州の現在及び将来の安全保障上の要求に応えることで、安全保障を担う存在として行動する能力と自身の戦略的自立性を高めようとしている。

ウクライナ危機を受け、EUはロシアの軍事的対応を非難し、ロシアに対する経済制裁を行っている¹⁶。また、ウクライナの経済・政治改革を支援するため、大規模な資金援助を行うなど、非軍事面における関与を継続している。

ISILの脅威に対しては、シリア及びイラクに人道支援のための資金供与のほか、中東・北アフリカ諸国などと協力してテロ対策の能力構築支援などを行っている。また、15 (平成27) 年11月、パリ同時多発テロを受けたフランスの要請に基づき、EUとして初めて、相互防衛義務を定めた、いわゆる「相互援助条項」¹⁷を発動し、加盟国による支援が実施された¹⁸。

地中海を経由して欧州に流入する難民・移民の増加を受けて、EUは15 (平成27) 年5月、地中海EU海軍部隊 (EUNAVFORMed) による「ソフィア作戦 (Operation Sophia)」を開始した。European Union Naval Force-Mediterranean 同作戦は、地中海南部で活動する密航業者や人身取引関係者の活動を阻止することを主任務とし、リビア海軍沿岸警備隊の訓練及び公海における国連安保理決議に基づく武器禁輸措置の実施を補助的任務としている。17 (平成29) 年7月の外務理事会では、リビアから輸出される原油の違法取引

に関する偵察活動や関係機関との人身取引に関する情報共有などを同作戦の任務に追加することに合意するなど、活動の範囲を広げている。

EUは、03 (平成15) 年、マケドニア (当時) において、NATOの装備や能力を使用して初めて平和維持活動を主導した。これ以降、ボスニア・ヘルツェゴビナ、スーダン、コンゴ民主共和国、チャド、マリ、中央アフリカ、ソマリアに部隊を派遣するなど、危機管理・治安維持の分野における活動¹⁹に積極的に取り組んでいる。また、EUは、08 (平成20) 年12月から初の海上任務となるソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っている。各国から派遣された艦船や航空機が船舶の護衛や同海域における監視などを行っており、自衛隊部隊との共同訓練も行われている²⁰。

3 NATO・EU間の協力

前例のない課題への効率的な対処を目指し、NATO・EU間の協力に関しても進展がみられる。16 (平成28) 年7月のNATO首脳会合において、ハイブリッド脅威への対処、サイバー防衛などNATOとEUが優先的に協力して取り組むべき分野を挙げた共同宣言が発表されたほか、18



18 (平成30) 年7月、NATO・EU間の協力に関する共同宣言に署名するテュスク欧州理事会議長、ストルテンベルグNATO事務総長、ユンカー欧州委員会委員長 [NATO提供]

¹⁶ 資産凍結・渡航禁止のほか、資本規制や装備品・デュアルユース品の禁輸などの措置を行っており、半年ごとに期限を延長している。
¹⁷ EU基本条約第42条第7項は、EU加盟国の領土に対する武力攻撃の場合には、他の加盟国が、国連憲章第51条に従ってあらゆる援助を与えるという相互防衛義務を定めている。
¹⁸ 同時多発テロ後の15 (平成27) 年11月17日、フランスのル・ドリアン国防相 (当時) はEU外務理事会において、いわゆる相互援助条項の適用を求め、全会一致で合意した。同条項の適用を受け、フランスは他のEU加盟国に対し、①イラク及びシリアでの対ISIL作戦への貢献、②マリや中央アフリカなどでフランスが行っている対テロ作戦への貢献によるフランスの軍事的な負担軽減を求めた。ただし、英国及びドイツを除けば、協力内容は比較的小規模なものにとどまっている。
¹⁹ ペーターズベルク任務と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘任務からなる。例えば、14 (平成26) 年1月、情勢の混乱が継続していた中央アフリカに対して、治安維持部隊の派遣を決定し、同年4月に活動を開始したが、15 (平成27) 年3月には任務を終了し、同月、中央アフリカの治安部門改革準備を支援するEU軍事助言ミッション (EUMAM) を開始した。16 (平成28) 年7月以降はEU訓練ミッション (EUTM: European Union's Training Mission) に引き継がれ、18 (平成30) 年7月には20 (令和2) 年9月まで任務を延長することが決定されるなど、引き続き中央アフリカ軍の近代化などに向けた訓練を行っている。
²⁰ EUは、この地域における海賊対処のため、「アタランタ作戦」に加え、「ソマリアEU訓練ミッション」、「ソマリアEU海上安全保障能力構築ミッション」も実施しており、包括的アプローチのもと、海賊対処だけでなく、沿岸警察分野や司法分野の能力の構築・強化などにも取り組んでいる。

(平成30)年7月のNATO首脳会合において、NATO・EU間の協力関係が相当に進展しているとしたうえで、更なる協力を進める分野として、軍の機動性やテロ対策などを挙げた共同宣言が発表されている。こうした提言を踏まえ、地中海においては、NATOの「シー・ガーディアン作戦」とEUの「ソフィア作戦」が、情報支援などを通じて相互

に協力しつつ行われているほか、PESCOにおいては、EU域内外における軍人及びアセットの円滑な移動のための体制整備をプロジェクトの1つとしており、有事の際のNATOによる軍の迅速な展開に資することが期待されるなど、NATO・EUは安全保障に関する取組を強化するため、相互に補完し合う形で協力を進展させている。

3 欧州各国の安全保障・防衛政策

1 英国

英国は、冷戦終結以降、自国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処するため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。

こうした中、ISILの台頭をはじめとする中東の不安定化や、ウクライナ危機、サイバー攻撃による脅威などを受け、15(平成27)年11月、キャメロン政権は「国家安全保障戦略及び戦略防衛・安全保障見直しNSS・SDSR2015」を発表した。「NSS・SDSR2015」は国家・非国家主体の双方からの脅威に英国は直面しているという認識のもと、テロや過激主義、国家主体の脅威の再来、サイバー脅威を含む技術的発展及びルールに基づく国際秩序の侵食の4点を今後10年間英国が取り組むべき課題と位置付けた。前回の「SDSR2010」では、国防費削減圧力を受けて兵力や主要装備の削減、調達計画の見直しを行ったが、「NSS・SDSR2015」においては、国防費の削減に歯止めをかけ、拡大した脅威全般に対処可能な戦力の整備のため、国防力増強を明確に打ち出している²¹。また、英国は国際社会における主要プレーヤーであり続けることを前面に打ち出し、国際テロ、サイバーセキュリティなどへの対応を念頭に、即応性・機動性の高い装備調達、

部隊編成などを推進するとして²²。

英国は、14(平成26)年9月以降、イラクにおいてISILに対する空爆を行っているほか、無人機によるISR活動、地上戦を担うイラク治安部隊やクルディスタン地域政府の軍事組織であるペシュメルガなどに対する教育・訓練、難民に対する人道支援などを行っている。また、パリ同時多発テロを受けて、英国は15(平成27)年12月に空爆の範囲を従来のイラクからシリアにまで広げることとし、議会承認の翌日からシリアにおける空爆を実施している²³。

アジア太平洋地域については、「NSS・SDSR2015」の中で、英国にとって重要な経済的機会を提供し、かつルールに基づく国際秩序の将来における一体性・信頼性に大きな影響を与える地域であるとの認識を示し、安全保障上のパートナーとの協力を重視する姿勢を示している。特に、日本については、アジアにおける最も緊密な安全保障パートナーと位置づけ、わが国との共同訓練を行っている²⁴。また、多国間共同訓練「リムパック」に参加しているほか、同地域への海軍艦艇の展開を通じて、安全保障面での関与を強化している。ウィリアムソン国防相は18(平成30)年2月、フリゲート「サザーランド」が今後南シナ海を航行し、英国海軍がその権利を有していることを明らかにする旨言及した。同年5月上旬には、「サザーランド」は、北朝鮮の海上での不正取引を監視する国際的な努力に貢献するため、わが国周辺の

21 「NSS・SDSR2015」では、陸軍の人員規模を維持し、海・空軍は合わせて700人増員としたほか、空母2隻の建造や海上哨戒機9隻の新規導入、戦略原潜4隻体制維持も決定した。また、安定した経済を背景に、NATO目標である国防費対GDP比2%を維持継続し、今後さらに国防費、特に装備調達費を増額するとしている。

22 2個タイフーン航空隊を追加し、新たな空母から運用可能なF-35飛行隊を新編、最大5,000人規模の2個攻撃旅団を新編、25(令和7)年までに約5万人からなる遠征軍部隊を海外展開できるよう体制整備するとしている。

23 14(平成26)年以来、英国は1,600回以上の空爆、7万人以上のイラク軍兵士の訓練、1,400人以上の英国軍人の派遣を実施してきた。

24 16(平成28)年10月から11月にかけて、タイフーン戦闘機が来日し、日英共同訓練を実施した。また、18(平成30)年4月には、英国海軍フリゲート「サザーランド」が海自の護衛艦「すずなみ」などと、同年8月には、英国海軍揚陸艦「アルビオン」が海自の輸送艦「しもきた」との共同訓練を、同年9月には、英国海軍フリゲート「アーガイル」が海自の護衛艦「かが」などとの共同訓練をそれぞれ実施した。同年9月から10月にかけては、日本国内で陸軍種間の共同訓練を実施している。また、同年12月にはフリゲート「アーガイル」が、19(平成31)年3月にはフリゲート「モントローズ」が、それぞれ海自及び米海軍と3か国による共同訓練を実施している。

公海上において、「瀬取り」が疑われる船舶などについての情報収集活動を行った²⁵。また、同国防相は、同年4月に揚陸艦「アルビオン」²⁶をアジア太平洋地域に派遣した旨発表した。さらに、英国海軍は、同年9月にフリゲート「アーガイル」をパキスタンに寄港させ、その後同地域に展開させた。英国防省は、これら3隻の派遣により、英国海軍が同年中ほぼ絶え間なくアジア太平洋地域においてプレゼンスを維持することになるとした。加えて、同年10月には、フリゲート「モンローズ」を派遣し、同地域の安定と同地域との関係構築のための活動に従事させている。このような英国海軍の展開は朝鮮戦争以来、前例がないとされ、今後、同地域への空母「クイーン・エリザベス」の派遣²⁷も含めた動向が注目される。

英国は17(平成29)年3月、EUに対し、離脱の意思を正式に通知、18(平成30)年11月に特別欧州理事会において離脱協定案が承認されたが、その後、英国議会がこれを3度にわたって否決し、離脱期限が19(令和元)年10月31日を限度として延期されるなど、先行きは不透明となっている。この点、英国はEU離脱後も、NATOが欧州における安全保障の礎であるとの認識を堅持しながら、研究開発分野などにおける協力が自国とEU相互の利益に資すると判断される場合は、EU加盟国以外も参加可能なPESCOへの参加といった安全保障面でのEUとの新たな協力関係を追求していくものとみられる。英国のEU離脱により、安全保障面でのEUの影響力は低下するとの指摘もあることから、EUの安全保障分野における取組に対する英国の関与の度合いや、米国をはじめとする欧州域外の友好国との関係が注目される。

2 フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における

自立性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制及び能力の強化を主導してきた。軍事力の整備については、基地の整理統合を進めながら、防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化と将来に備えた装備の近代化を進めている。

マクロン政権が17(平成29)年10月に発表した「国防及び国家安全保障に関する戦略見直し」では、国内テロ、難民問題、ウクライナ危機など、フランスの直面する脅威は多様化・複雑化し、より急速に烈度を増しているとし、また、多極化する国際システムにおいて、軍事大国による競争が激化し、エスカレーションの危険が増しているとしている。そして、こうした状況のもと、フランスは集団防衛及び安心供与を含むNATO内における責任を引き続き果たし、また、EUの防衛力強化の取組を主導していくとしている。18(平成30)年6月には、「戦略見直し」で示された国家安全保障戦略を具現化するため、人的資源、装備の近代化、欧州の戦略的自立の構築への寄与、技術革新の4つの柱を中心に構成される「2019-25年軍事計画法」が成立し、この計画において25(令和7)年までに累計約3,000億ユーロを国防費に割り当て、マクロン大統領の公約である2025年国防予算の対GDP比2%達成を目標とすることが確認されている。

フランスは、14(平成26)年9月以降はイラクにおいて、15(平成27)年9月以降はシリアにおいてもISILに対する空爆を行っている²⁸。同年11月にパリ同時多発テロが発生すると緊急事態宣言を発出し、国内治安要員として軍人1万人を展開、軍の人員削減中止などを決定した。また、シリアにおける対ISIL空爆を強化するとともに、空母「シャルル・ド・ゴール」を含む機動部隊を地中海に展開した。イラク治安部隊やペシュメルガなどに対する教育・訓練や、難民に対する人道支援なども引き続き行っている。

フランスは、インド太平洋地域に海外領土を持

²⁵ さらに、18(平成30)年5月下旬から6月上旬まで及び6月中旬に揚陸艦「アルビオン」が、同年12月中旬及び19(平成31)年1月上旬にフリゲート「アーガイル」が、同年2月下旬から3月上旬までフリゲート「モンローズ」が、それぞれ東シナ海を含むわが国周辺海域において、警戒監視活動を行った。日英間では、国連安保理決議の実効性を高める観点から、情報を共有するなどの協力を実施した。同年3月には、警戒監視活動中のわが国海上自衛隊補給艦と英国海軍フリゲートとの間の情報共有を通じて、北朝鮮籍タンカー「SAEBYOL(セビョル)号」と船籍不明の小型船舶による「瀬取り」が強く疑われる事案を確認し、公表した。

²⁶ 18(平成30)年8月、揚陸艦「アルビオン」が南シナ海の西沙諸島付近を航行したと報じられ、これについて中国国防部は、「強固な不満と断固とした反対」を表明している。

²⁷ ウィリアムソン国防相は19(平成31)年2月、空母「クイーン・エリザベス」を地中海、中東及び太平洋地域に展開する旨発表した。

²⁸ 18(平成30)年7月時点で、フランスは人員1,100人、ラファール戦闘機10機、フリゲート1隻などを動員している。

つことから、同地域へのコミットメントを重視しており²⁹、「戦略見直し」において、航行の自由などの利益がアジア太平洋地域の戦略的状況の悪化によって脅威にさらされる可能性を指摘するとともに、太平洋及びインド洋の海外領土において自らの主権を守る態勢を維持する旨明らかにしている。また、インド太平洋地域における主要な戦略パートナーとして、オーストラリアとインドを挙げており³⁰、18（平成30）年5月には、オーストラリアを訪問したマクロン大統領は、「パリ＝デリー＝キャンベラの軸」がインド太平洋地域にとって重要である旨表明した。さらに、南太平洋において多国間演習「南十字星」や「赤道」などを積極的に主催しており、同年2月にフリゲート「ヴァンデミエール」をわが国に寄港させ、海自と共同訓練を実施しているほか、19（平成31）年3月には、空母「シャルル・ド・ゴール」を中心とする空母機動群が出港しており、同年5月インド洋に展開する機会をとらえ、海自護衛艦「いずも」等と日仏豪米共同訓練を実施した。加えて、同月には、北朝鮮関連の国連安保理決議を履行するための措置を支援するとして、Falcon200哨戒機を派遣し、北朝鮮船舶が関与する「瀬取り」に対する警戒監視活動を実施している。同年、フリゲート「ヴァンデミエール」は、東シナ海を含むわが国周辺海域において警戒監視活動を行い、日仏間では、国連安保理決議の実効性を高める観点から、情報を共有するなどの協力を実施した。

3 ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を進める一方で、国外への連邦軍派遣を徐々に拡大するとともに、NATOやEU、国連などの多国間機構の枠組みにおいて紛争予防や危機管理を含む

多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。しかし、安全保障環境の悪化を受け、16（平成28）年5月には方針を転換し、兵力を23（令和5）年までに約7,000人増員することを発表した³¹。

16（平成28）年7月に、約10年ぶりに発表された国防白書では、ドイツの置かれている安全保障環境は一層複雑化、不安定化し、徐々に不確実性が高まっているとし、国際テロリズム、サイバー攻撃、国家間紛争、移民・難民の流入などを具体的脅威として挙げている。そして、多国間協調及び政府横断的なアプローチを引き続き重視するとともに、ルールに基づく国際秩序の実現に努めるとした。さらに、軍の人員数については、冷戦後に上限を定めるとともに、継続的に減少傾向にあったが、今後は上限を定めない方針に転換するとともに、定期的に人員計画の見直しを行い、人員数を柔軟に増減させるとしている。

ドイツは15（平成27）年以降、イラクにおいて、イラク治安部隊に対する教育・訓練などを行っており、15（平成27）年11月のパリ同時多発テロを受けて、同年12月に対ISIL軍事作戦を実施中の有志連合軍に対し、偵察や空中給油などの後方支援任務を拡大した³²。

アジア太平洋地域については、人口も多く経済的にも重要な位置を占め、国際政治において中心的な役割を果たしているとの認識をドイツ自身も示している。しかし、ドイツは自国のアセットの多くをアジア太平洋地域外におけるNATOとEUの任務に振り向けており、同地域への軍事的関与は災害派遣や親善訪問にとどまり、艦艇を伴う共同訓練などは行っていない。ドイツは20（令和2）年までに新型フリゲート4隻を就役させるなど、海軍力の強化を図っており、今後のドイツ海軍による同地域への関与の動向が注目される。

²⁹ 18（平成30）年6月時点で、フランスはインド太平洋地域に少なくとも20万人の自国民を有しており、地域全体に約7,000人の兵力を常駐させている。

³⁰ オーストラリア、インドのほかには、「パートナー国」として日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナムが明記されている。

³¹ ドイツは、東西統一時に50万人以上保有していた兵力を、10（平成22）年までに25万人体制へと削減し、さらに、16（平成28）年には17.7万人まで削減していた。しかし、1994（平成6）年7月に、連邦憲法裁判所が国連やNATOなど多国間枠組みのもとで行われる国際任務への連邦軍派遣を合憲と判決して以降、バルカン半島やアフガニスタンにおける治安維持・復興支援活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処など、国際任務への連邦軍の派遣を徐々に拡大してきた。

³² 16（平成28）年1月初頭～12月末までの12ヶ月間、①フリゲート「アウグスブルク」を派遣し、仏空母「シャルル・ドゴール」を護衛、②トルネード戦闘機（最大6機）及び空中給油機をトルコのインジリク空軍基地に展開、③偵察衛星による情報収集及び関係国への情報提供を行うために、シリアのISIL活動地域及びその上空並びに東地中海・ペルシャ湾・紅海に最大1,200人を展開することを決定した。さらに、本決定により、NATOのAWACS（早期警戒管制機）部隊への派遣も任務に追加された。また、マリでの国連PKO（MINUSMA：United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali）要員やイラクでの訓練要員を拡大することでフランスの実質的負担軽減を図っている。